

各市町村（学校組合）立学校長 様

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課長

臨時的任用教職員等の退職手当の請求について（依頼）

このことについて、令和 3 年 3 月中に退職する臨時的任用教職員の退職手当請求手続きは下記のとおり取り扱いますので、各学校で支給対象者の請求書類を取りまとめのうえ、提出をお願いします。

なお、今年度退職した支給対象者のうち、退職手当を請求していない職員がいないか、今一度、確認してください。該当者がいた場合は下記によらず、至急退職手当請求の手続きをお願いします。

記

1 支給対象者

継続して 6 月以上在職した県費負担職員の臨時的任用教職員及び任期付職員
(別紙「退職手当の通算期間の考え方」参照)

※60 歳以上の教職員（昭和 35 年 4 月 1 日以前に生まれた方）を除く

※退職後も引き続いて臨時的任用教職員等に任用される場合は、今回の提出は不要ですが、現時点で不明の場合は提出してください。

※昭和 35 年 4 月 2 日から昭和 36 年 4 月 1 日までの間に生まれた方は、退職後引き続いて臨時的任用教職員等に任用される場合でも、今回提出してください。

2 提出書類

- (1) 退職手当支給申出書 (※ 全員提出)
(2) 退職所得の受給に関する申告書・退職所得申告書 (※ 全員提出)

3 提出期限

令和 3 年 3 月 1 日（月）

4 注意事項

退職手当は、退職日の約 1 ヶ月後（4 月下旬予定）に口座振込により支給しますので、それまで口座の解約、名義変更はしないよう対象者にお伝えください。

口座振込⇒ 給与システムに登録した口座に振り込みます。

財務会計システムでの給与振込口座の登録は、給与システムの登録と連動していません。
退職手当は給与システムに登録されている口座に振り込むよう一括処理するため、給与システムの登録口座が使用可能か確認し、可能でない場合は 3 月 5 日（金）までに変更登録をしてください。

5 提出・お問い合わせ先

〒780-0850 高知市丸ノ内 1-7-52

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課（担当：西岡） TEL：088-821-4905

● 各学校事務ご担当者 様

退職手当請求手続きについてこれまでよくあった質問・事例を挙げています。
下記の項目にご注意いただき、退職手当支給対象者へのご指導をよろしくお願いいたします。

【1】退職手当支給申出書

⇒ 支払日以降に、支給申出書に記載された住所あてに「裁定通知書」を郵送しますので、住所欄は
通知書が確実に届く住所を記載してください。

引越しをされる場合で、引越し先が不明な場合は現在の住所を記載し、引越しの際は郵便局に転居届を出しておいてください。

⇒ 申出書の日付は、退職日以降（退職日を含む）の日付 としてください。

（例）3/31 退職の場合、申出日は **3/31** 以降 の日付を記載します。

【2】退職所得の受給に関する申告書

この申告書は所得税の計算のために提出していただくものです。申告書の提出により、勤続年数に応じた退職所得控除が受けられます。提出しなかった場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額は、支払いを受ける金額の20.42%に相当する額になります。

⇒ **A 欄 は、必ず全員が記入してください。**

A 欄 ③ の勤続期間は、辞令の雇用期間 を記載します。

⇒ **B・C・D・E 欄 は、特に記載する必要はありません。**

A 欄 ③（今回の勤続期間）と 勤続期間の重複があるかどうかの確認のために記載する欄です。

県の臨時職員等の場合は、A 欄 ③（今回の勤続期間）と B・C 欄の雇用期間 が重なることはないため、県の臨時職員等として本年中（B 欄）または前年以前4年内（C 欄）に退職手当の支払を受けたことがある場合でも、税計算に影響しませんので特に記載の必要はありません。

⇒ 「現住所」欄は、項目が「現住所」となっていますが、**「退職手当支給申出書」に記載した住所と同じ住所**を記載してください。

【3】退職後1日も空かずに「会計年度任用職員」として任用される場合について

パートタイム（時間講師等）として任用される場合は、退職手当は引き継がれませんので、支給申出書を提出してください。（パートタイムの会計年度任用職員は退職手当の支給対象外）

フルタイムとして任用される場合は退職手当が引き継がれる場合があります。勤務形態を確認のうえ、判断させていただきますので、担当までご連絡ください。

【4】振込口座について

⇒ **給与システムに登録されている口座に振り込まれます。**

「退職手当支給申出書」を提出後、改姓により振込口座の名義を変更したこと等により、申出書の請求者名と口座名義が異なっている場合には、支給日に振込不能となりますので、教職員・福利課までご連絡ください。（連絡時期により、振込が遅れる場合があります。）

◆県立学校等

財務会計システムの給与振込口座の登録と 給与システムの口座登録 は連動していません。

財務会計システムで給与の振込口座情報を変更したことのある職員については、給与システムに登録している口座に退職手当の振込が可能か確認し、必要に応じて登録変更をお願いします。

※ 振込口座情報の相違により支給日に振込不能となるケースが発生しましたので注意してください。

【5】60歳以上の臨時的任用教職員等について

令和2年度から、60歳に達した日以後の最初の4月1日以降に任用された臨時的任用職員等（昭和35年4月1日以前に生まれた方）には退職手当は支給されませんので注意してください。

また、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に60歳に達する臨時的任用職員等（昭和35年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた方）で、令和3年4月1日以降も引き続いて任用される場合は、今回支給申出書を提出してください。

（参考）職員の退職手当に関する条例 第2条第1項

この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員（第10条第14項において「臨時的任用職員」という。）で60歳に達した日以後の最初の4月1日以降に任用されたもののうち公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の適用を受ける者及び地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

退職手当の通算期間の考え方

「職員となった日の属する月」から「退職した日の属する月」までの **引き続いた月数が 6ヶ月以上** の場合は、退職手当が支給されます。 ※その月に1日でも在職すれば、その月は1ヶ月と計算します。

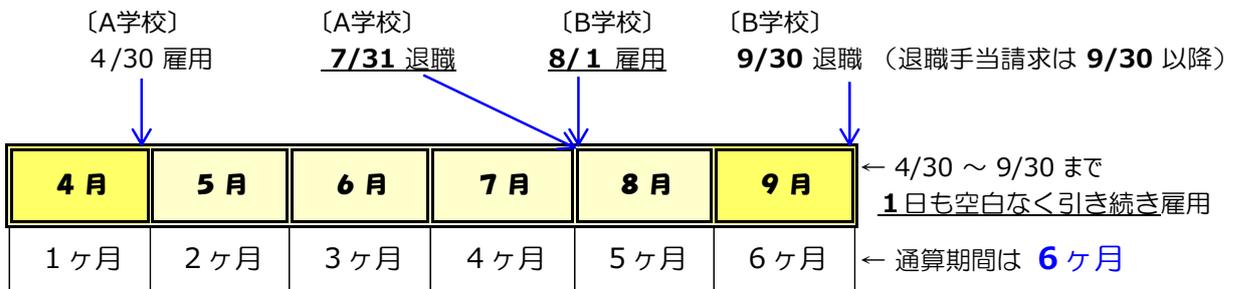
また、退職手当は退職した日から1月以内に支払うこととされています。支払処理の都合上、請求書類は退職後速やかに提出してください。

【通算期間の考え方】

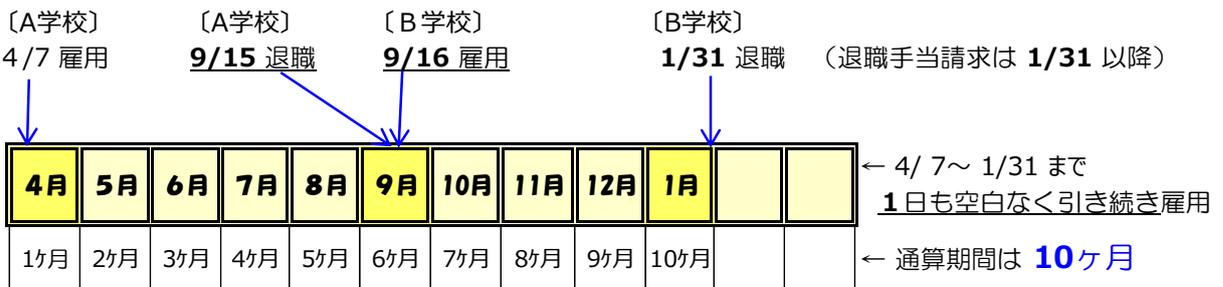
【例1】雇用期間が 4/30 ~ 9/1 の場合



【例2】1日も空白なく引き続いて 他所属に雇用された場合



【例3】〔A学校〕の退職時に6ヶ月経過したが、翌日から引き続き〔B学校〕に雇用された場合



※ 9/15 時点で通算6ヶ月以上となり 支給要件に該当するが、翌日 9/16 から引き続き〔B学校〕で雇用されているので、退職手当の請求は、〔B学校〕を退職した 1/31 以降に行うことになる。

退職手当支給申出書

退職時の所属 及び職名	所 属	職 名																					
住所	〒 <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; width: 80px; height: 20px;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td></tr></table> - <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse; width: 80px; height: 20px;"><tr><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td><td style="width: 20px; height: 20px;"> </td></tr></table>							<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">都 道</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">市 町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">府 県</td> <td style="text-align: center;">郡</td> <td style="text-align: center;">村</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border-top: 1px dashed black; height: 10px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="border-top: 1px dashed black; height: 10px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">電話番号 - -</td> </tr> </table>	都 道	区	市 町	府 県	郡	村							電話番号 - -		
都 道	区	市 町																					
府 県	郡	村																					
電話番号 - -																							
※ 別途登録した口座に振り込んでください。																							
退職年月日	令和 年 月 日																						
退職後(退職の日又はその翌日に)引き続いて国家公務員又は地方公務員等となる場合は、その就職先及び職名を記入してください。ならない場合は、記入の必要はありません。																							
就職先	職 名																						
退職手当を上記のとおり支給されるよう申し出ます。																							
令和 年 月 日																							
高知県教育長 伊 藤 博 明 様																							
		印																					
	職員番号																						
	フリガナ																						
	氏 名																						

【記入例】

福利

臨時講師等

捨て印を押してください。

退職手当支給申出書

退職時の所属 及び職名	所属 〇〇学校	職名 臨時講師
住所	〒 780 - 0850 高知 都道府県 高知 区郡 市町村 丸ノ内 1-7-52 県庁マンション123号 電話番号 090 - 1234 - 5678	
退職年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日	【退職所得申告書】の Aの①の日と同じ
退職後(退職の日又はその翌日に)引き続き国家公務員又は地方公務員等となる場合は、その就職先及び職名を記入してください。ならない場合は、記入の必要はありません。		
就職先	職名	
退職手当を上記のとおり支給されるよう申し出ます。		退職日以降 (退職日を含む)
高知県教育長 伊藤 博明 様		令和 〇 年 〇 月 〇 日
職員番号	800000	福利
フリガナ	フクリ ハナコ	
氏名	福利 花子	

【雇用期間中に 改姓・口座変更をした場合】

各所属で給与システムに登録した氏名・口座名義と一致していることを、必ず確認しておいてください。

令和 年 月 日
税務署長
市町村長 殿

令和 3 年分

退職所得の受給に関する申告書
退職所得申告書

支払者受付印



退職手当の支払者の	所在地(住所)	〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7-52	あなたの	現住所	〒
	名称(氏名)	高知県教育長		氏名	◎
	法人番号(個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。 5 0 0 0 0 2 0 3 9 0 0 0 3		個人番号	
				その年1月1日現在の住所	

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)

A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	年 月 日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年	至 年 月 日
	② 退職の区分等	一般生活の有・無 () の有・無 障害 扶助	うち特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日	うち重複勤続期間

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。

B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日
	うち特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日	うち特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日
			うち重複勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日

あなたが前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前4年内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内)の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日
			④のうち特定役員等勤続期間との重複勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日
	うち特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日	⑨のうち特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日
	うち特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 年 無 至 年 月 日	⑩のうち⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 年 至 年 月 日

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額(円)	源泉徴収税額(円)	特別徴収税額		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地(住所)名称(氏名)
				市町村民税(円)	道府県民税(円)			
B	一般	一般障害	.
	特定役員	一般障害	.
	C	一般障害	.

- (注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

【記入例】

捨て印を押してください。

退職日の属する【年】を記載
（【年度】ではありません。）

12桁の個人番号（マイナンバー）を
記入してください。

税務署長 市町村長 殿		令和 3 年分	退職所得の受給に関する申告書		支払者受付印
〒780 - 0850		〒780 - 0850		780 - 0850	
所在地 (住所)		高知市丸ノ内一丁目7-52		高知市丸ノ内1-7-52 県庁マンション123号	
名称 (氏名)		高知県教育長		氏名 福利 大輔	
法人番号 (個人番号)		※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
5 0 0 0 0 2 0 3 9 0 0 0 3				その年1月1日現在の住所 [現住所と同じ] もしくは 1月1日現在の住所	

このA欄には、全ての人が、記載してください。（あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。）

A	① 退職手当等の支払を受けることとなった年月日	退職した日 令和〇年〇月〇日	③ この申告書の提出先から受ける退職手当等についての勤続期間	自 令和〇年〇月〇日 至 令和〇年〇月〇日	1
	② 退職の区分等	一般 () 生活の障害 () 扶助 ()	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 無 至 年 月 日	年

あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、

B	④ 本年中に支払を受けた他の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑤ ③と④の通算勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年
	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 無 至 年 月 日	うち 特定役員等勤続期間	有 自 年 月 日 無 至 年 月 日	年

あなたが前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C	⑥ 前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年以内）の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年
			⑧ うち 特定役員等勤続期間と重複勤続期間	有 自 年 月 日 無 至 年 月 日	年

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

D	⑧ Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑩ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑧又は⑨の勤続期間だけからなる部分の期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年
	⑨ Bの退職手当等についての勤続期間(④)に通算された前の退職手当等についての勤続期間	自 年 月 日 至 年 月 日	⑪ ⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日 至 年 月 日	年

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等の支払を受けることとなった年月日	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額		支払を受けた年月日	退職の区分	支払者の所在地(住所) 名称(氏名)
				市町村民税 (円)	道府県民税 (円)			
一般	・	・				・	一般障害	
特定役員	・	・				・	一般障害	
C	・	・				・	一般障害	

- (注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票（特別徴収票）又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。